

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理したが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公示する。

令和8年7月29日

京都市西京区長 津嶋 俊郎

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
中井 登茂子	京都市西京区山田北山田町4 7番地 山仁マンション206号	実態調査に基づく職権消除	令和8年 7月24日

(西京区役所市民総合窓口室)